

# 仮想通貨(ビットコイン)でトクをした!

## 確定申告はどうすればいい?

ひかり税理士法人 税理士 則貞 幸太

### 【1】確定申告が必要な場合とは?

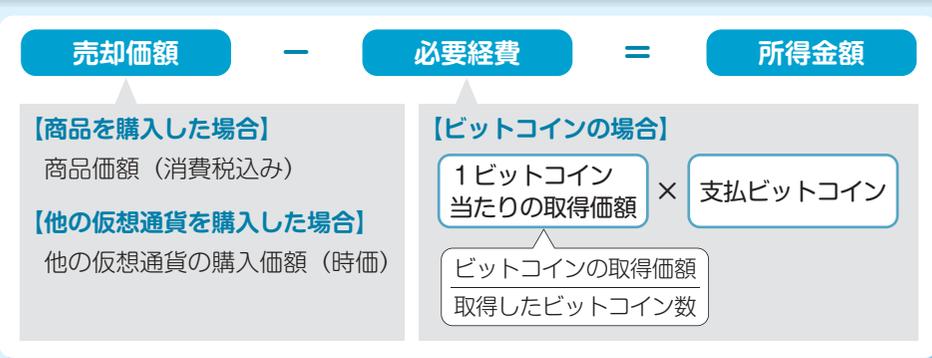
ビットコインをはじめとする仮想通貨を売却したり、使用したりすることで儲けた利益は、原則として「雑所得」に区分され、所得税の確定申告が必要になります。代表的なものとしては次のような取引が挙げられますが、仮想通貨を売却せずに保有しているだけでは、たとえ購入した時点と比べて含み益が出ていたとしても、申告の必要はありません。また、年末調整済みの給与所得者(サラリーマン)について、仮想通貨による利益が20万円以下で、その他に所得がない場合も確定申告は不要です。

- ① 購入時より値上がりした仮想通貨を売却して、円に換金した場合
- ② 購入時より値上がりした仮想通貨を使用して、商品を購入したり、サービスの提供を受けたりした場合
- ③ 購入時より値上がりした仮想通貨を使用して、他の仮想通貨や外貨を購入した場合
- ④ 仮想通貨をマイニング(採掘)により取得して、利益を得た場合



### 【2】仮想通貨を売却したり、使用したりした場合の所得の計算方法

仮想通貨を売却した場合、その売却価額と仮想通貨の取得価額との差額が所得金額となります。この所得の計算方法は、仮想通貨で商品を購入したり、他の仮想通貨を購入したりした場合も同様です。つまり、仮想通貨で商品を購入した場合はその商品価額(消費税込み)から、他の仮想通貨を購入した場合はその他の仮想通貨の購入価額(購入時の時価)から必要経費を差し引きます。なお、同一の仮想通貨を2回以上取得した場合には、移動平均法を用いて取得価額を計算しますが、継続して適用する場合は、総平均法を用いることもできます。



### 【3】仮想通貨が分裂した場合やマイニングした場合はどうなるの?

仮想通貨の分裂(分岐)に伴い、新たに誕生した仮想通貨を取得した場合、取得した時点では所得が生じず、その新たな仮想通貨を売却したり、使用したりした場合において所得が生じます。その場合の取得価額は0円となります。一方、マイニング(採掘)等によって仮想通貨を取得した場合、その所得は事業所得又は雑所得に区分され、その所得金額は、収入金額(マイニング等によって取得した仮想通貨の取得時点の時価)から必要経費(マイニング等に要した費用)を差し引いて計算します。

### 【4】計算のカギは購入の都度、1ビットコイン当たりの取得価額レートを把握しておくこと

#### 1年間の仮想通貨の取引事例

- 2月1日 3ビットコインを360,000円(支払手数料込み)で購入した。  
 6月16日 0.3ビットコイン(支払手数料込み)を90,000円で売却した。  
 8月10日 1ビットコインを450,000円(支払手数料込み)で購入した。  
 9月29日 250,000円の商品購入に0.5ビットコイン(支払手数料込み)を支払った。  
 11月23日 他の仮想通貨(決済時点の他の仮想通貨の時価1,000,000円)の決済に1ビットコイン(支払手数料込み)を支払った。  
 11月28日 1,200,000円(支払手数料込み)で1ビットコインを購入した。

取引日	取引額(BTC)	残高(BTC)	取得価額のレート(BTC/円)	売却・使用時のレート(BTC/円)	損益(円)	備考
2月1日	3.0	3.0	120,000	—	—	
6月16日	-0.3	2.7	120,000	300,000	54,000	
8月10日	1.0	3.7	209,190	—	—	※1
9月29日	-0.5	3.2	209,190	500,000	145,405	
11月23日	-1.0	2.2	209,190	1,000,000	790,810	
11月28日	1.0	3.2	518,819	—	—	※2
					990,215	

取得価額のレートは移動平均法を採用しています。

(※1)  $(120,000 \times 2.7 \text{BTC} + 450,000 \times 1 \text{BTC}) \div 3.7 \text{BTC} = 209,190 \text{円}$  (円未満切上げ)  
 (※2)  $(209,190 \times 2.2 \text{BTC} + 1,200,000 \times 1 \text{BTC}) \div 3.2 \text{BTC} = 518,819 \text{円}$  (円未満切上げ)

### 【5】確定申告をする場合の注意点

#### (1) 損失が生じても、他の所得との損益通算は不可

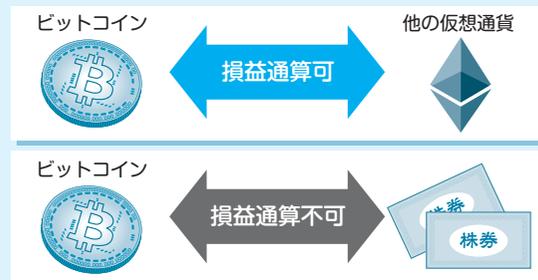
仮想通貨の取引によって損失が生じた場合、他の仮想通貨の取引によって生じた利益とは損益通算できませんが、株式の売買による譲渡所得や給与所得などの他の所得とは損益通算できません。

#### (2) 常日頃からExcelなどを利用して取得価額レートや損益を管理しておく

1つの取引所で完結することが多い株式やFXと違って、仮想通貨は取引所間の送金などが頻繁に発生しがちであるため、常日頃からExcelなどを利用して、取得価額レートや損益を管理しておかないと、確定申告の直前になってまとめて計算するのが大変煩雑になります。

#### (3) 取引内容を証明する書類の添付は不要

収支の内訳といった取引内容を証明する書類を確定申告書に添付する必要はありませんが、後々税務署等から指摘を受けた場合に備えて、入金明細書など取引履歴を説明できるものを手元に保管しておくようにしましょう。



#### 著者紹介



のりさだ こうた  
則貞 幸太 (税理士)

同志社大学法学部卒業後、ひかり税理士法人に入社、平成17年に税理士登録。平成23年に社員就任し、現在、大阪事務所長として勤務。

#### ▶ 著書

「これ1冊で大丈夫! いざという時のための相続対策がすぐわかる本」

